

新型コロナウイルス感染症の影響により村税の納付が困難な方へ

村税の猶予制度

該当税目

令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する
軽自動車税・個人住民税・固定資産税・法人住民税・国民健康保険税

納税（徴収）の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のようなケースに該当する場合は、納税猶予の制度がありますので、西粟倉村役場総務企画課にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

【事由】新型コロナウイルス感染症の影響により

- 離職した場合など、収入が大幅に減少した場合
 - 事業を休止または廃止した場合
 - 事業の継続が困難となった場合
 - 直近で事業損失が出ており、前年の同時期と比較して売上が大幅に減少している場合
 - 本人または家族が罹患し、納税者が医療費等を負担している場合
- ※上記事由を証する書類（給与明細、離職票の写し等）の提出が必要となります。

猶予が認められると

- ◎最長1年間の納税猶予が可能です。
- ◎猶予期間中の延滞金は免除されます。
- ◎猶予期間中は財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。
- ◎原則、担保は不要です。

※猶予されている村税の本来の納期限は変更されません。納税証明書を請求される場合は、猶予されている村税であっても未納と記載されます。

【納税猶予申請及びご相談】

国民健康保険税以外→西粟倉村役場総務企画課税務係 TEL:0868-79-2111
国民健康保険税 →いきいきふれあいセンター TEL:0868-79-7100